

議長宛

書記官長

機密防

昭和十六年七月

日立案

書記官長

主筆

書記官

書記官

海軍省官制中改正、件外一件審査報告

(別紙、通り)



相 審 院

海軍省官制中改正ノ件外一件審査報告

(1888年)

書信官長

主 書信官

昭和十六年六月 日立

### 海軍省官制中改正ノ件外一件審査報告

謹デ今回御諮詢ノ海軍省官制中改正ノ件及海軍施設本部令ヲ審査スルニ現行海軍省官制ノ規程ニ依レバ同省ニ建築局ヲ置キ建築及土木工事ノ計畫審査及實施ニ關スル事務並ニ建築及土木ニ從事スル技師以下ノ本務ニ關スル事務ヲ掌理セシメ來リタルガ最近國際情勢ノ變轉ニ伴ヒ海軍軍備ノ急激ナル擴充

編 審 院



ヲ要スルヤ建築及土木ノ工事費ハ飛躍的增加ヲ示シ工事ノ施行區域亦内地ハ素ヨリ北、中、南支ノ各戰地ニ及び加フルニ施設ノ内容複雑多岐ニシテ而モ緊急完成ヲ必要トスルニ至リ同局ノ所掌事務ハ極メテ繁劇且重要性ヲ加ヘ從前ノ技術官ヲ長トセル小規模ノ機構ヲ以テシテハ到底之ガ處理ニ支障ナキヲ期シ得ザルコトト爲レリ仍テ今回新ニ外局トシテ武官ヲ樞軸トスル規

模大ナル海軍施設本部ヲ設置シテ此等ノ事務ヲ掌理セシムルコトトシ之ニ伴ヒ從前ノ建築局ハ之ヲ廢止セントス  
今本案各件ノ要旨ヲ述ブレバ左ノ如シ

第一海軍省官制中改正ノ件

前述ノ如ク從前海軍省ノ内局タル建築局ノ所掌事務ハ之ヲ新設ニ係ル同省ノ外局タル海軍施設本部ニ移サントスルニ由

相  
密  
院

編  
密  
院



機密院

リ海軍省官制ノ現行規程中ヨリ建築局ニ關スル條項及措  
辭ヲ削除シ(第六條第二十四條ノ五、第二十六條第二十九條及別表)同局ノ局長及局員並ニ現ニ  
同局ニ配置セル屬及枝手各若干人ヲ減員ス(別表)

第二 海軍施設本部令

本件ハ海軍施設本部ノ組織權限ヲ定ムルモノニシテ(一)海軍施  
設本部ハ海軍ニ於ケル建築及土木ノ工事ノ計畫審査及實

驗ニ關スル事務、海軍ニ於ケル建築及土木ニ従事スル海軍技  
術官ノ本務ニ關スル事務並ニ海軍大臣ノ定ムル建築及土  
木ノ工事ノ實施ヲ掌ルモノトシ(第一條)(二)海軍施設本部ニ總  
務部第一部及第二部ヲ、各部ニ若干ノ課ヲ置キ各部課ノ  
事務分掌ハ海軍大臣之ヲ定ムルモノトシ(第二條)(三)同本部ニ本  
部長、技術監、部長、課長、部員、附及出仕ヲ置ノコトトシ(第三條)

區密院



機密院

此等ノ職員ノ職務及之カ代理ノ事ヲ定ム(第十四條乃至第十二條)

按ズルニ本案ノ二件ハ海軍省ニ於テ現下ノ國際情勢ニ基キ複  
雜繁多ト為リタル土木建築事務ノ圓滑ナル運行ヲ圖ラン  
カ為之ニ關スル行政機構ヲ擴充整備セントスルモノニシテ己ム  
ヲ得ザルモノト認メラルルニ由リ此ノ儘之ヲ可決セラレ然ルベシ  
ト思料ス

右謹テ審査ノ結果ヲ報告ス

昭和十六年七月十六日

書記官長

議長宛

機密院